

# 健康・医療ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 薬局等構造設備規則(店舗販売業の店舗の構造設備)第二条 四 面積基準の規制緩和	1
2 - 民間の経営ノウハウを活用するため、特別養護老人ホームについて多様な事業主体の参入を認めること	1
3 - 患者が“かかりつけ医”などを選びやすくするため、医療機関の情報公開に関する広告を自由化すること	2
4 - 経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること	2
5 - 医療機器等における「条件・期限付き承認制度」を創設すること	3
6 - 希少疾病の臨床試験における薬効性確認の期間を短縮すること	3
7 - 医療・介護の現場での人手不足を解消するため、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上を図ること	3

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 5月14日	27年 6月1日	薬局等構造設備規則(店舗販売業の店舗の構造設備)第二条 四面積基準の規制緩和	<p>【提案内容】 薬局など構造設備の規則 第二条:店舗販売業の店舗の構造設備の基準 四:「面積はおおむね十三・二平方メートル以上とし店舗販売業の業務を適切に行うことができるものであること」を全文削除していただくか、又は、「面積はこだわらないが店舗販売業の業務を適切に行うことができるものであること」に緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 平成9年12月4日付発表の規制緩和小委員会最終報告書 12・医療・福祉(6)「医薬品の分類見直しによる一般小売店での販売」での検討会に基づきその後医薬品のカテゴリーが分類されリスクの高い医療用医薬品と一般用医薬品さらに一般用医薬品のうちややリスクの高い一類医薬品とリスクの低い二類・三類医薬品とに区分された。また医療用医薬品と一類医薬品の取扱いは薬剤師とし二類・三類は新たに設けられた登録販売者でも取扱えるとした改正薬事法が平成21年6月1日に施行された。 リスクの低い二類・三類の販売がよりし易くなる状況が整ってまいりました。 しかし、(7)「医薬品一般販売業に係る設備・薬剤師配置規制の緩和」の検討会に基づく規制緩和については試験検査設備の義務付けの撤廃としさらに冷暗貯蔵設備の不要とした。 店舗面積の基準の緩和については「既に平成9年3月措置に於いて5坪以上を4坪以上としているので見直すべき過剰な規制があるとは考え難い」としたままになっている。 しかしこの面積基準4坪以上こそが「規制の必要性や効果という観点から見て存在理由の最も乏しいものであり消費者主催の確立の最大の障壁となっております。 セルフメディケーション社会推進を余儀なくされている我国の消費者にとって自らの健康に即した大衆薬を入手する所は4坪以上の薬店占有面積を持つドラッグストアーだけとは限りません。 セルフメディケーション先進国の欧米がそうであるように様々な小売業の一角で入手できることを消費者が求めております。我国に於いてはリスクの低い二類・三類の医薬品は一年以上の販売実務をもち医薬日登録販売者試験に合格した医薬品の専門家によって管理・販売されることになっております。 18年以上前に省令で措置された薬店占有面積4坪以上という規制は現状にそぐわない規制となっております。</p>	(一社)日本薬学研修センター	厚生労働省
2	27年 5月18日	27年 6月1日	民間の経営ノウハウを活用するため、特別養護老人ホームについて多様な事業主体の参入を認めること	<p>【要望内容】 民間企業等の特別養護老人ホームへの参入</p> <p>【理由】 老年人口の割合が上昇し、あわせて独居高齢者の割合も増加する見込みにあり、その対応は喫緊の課題となっている。そのため、現在は設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限られている特別養護老人ホームの経営について、民間企業等多様な経営主体が参入できるよう緩和することが求められる。</p>	日本商工会議所	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	27年 5月18日	27年 6月1日	患者が“かかりつけ医”などを選びやすくするため、医療機関の情報公開に関する広告を自由化すること	<p>【要望内容】 医療機関の情報公開に関する広告の自由化</p> <p>【理由】 適正な競争原理の下で、医療機関(鍼灸院含む)の質やサービスの向上を図るとともに、患者が“かかりつけ医”などを選びやすくするよう、医療機関の情報公開に関する広告を自由化する必要がある。</p> <p>(注)医療や鍼灸院等に関する広告は、「医療法」(第6条の5)、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」(第7条)において、法または広告告示により広告が可能とされた次の事項以外は、文書その他いかなる方法においても原則禁止となっている。</p> <p>(※)現在の主な広告可能事項:診療科名、病院又は診療所の名称、電話番号および所在の場所を表示する事項、病院又は診療所の管理者の氏名、診療日若しくは診療時間、入院設備の有無など</p> <p>(注)医療機関の専門分野や特技・特徴を患者に伝える広告の解禁によって、①患者がかかりつけ医を選択する際の判断材料が増え、②医療機関間の競争を促すことにより経営効率化やサービス向上などが期待される。</p>	日本商工会議所	厚生労働省
4	27年 5月18日	27年 6月1日	経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること	<p>【要望内容】 株式会社による医療機関への直接参入</p> <p>【理由】 民間の経営ノウハウを活かし、経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めるべきである。医療法人に民間経営のノウハウを活かすことにより、①資金調達の円滑化、②経営の近代化・効率化、③投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービスの提供が期待される。</p>	日本商工会議所	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	27年 5月18日	27年 6月1日	医療機器等における「条件・期限付き承認制度」を創設すること	<p>【要望内容】 医療機器等における「条件・期限付き承認制度」の創設</p> <p>【理由】 再生医療等製品においては、「条件・期限付き承認制度」が認められているが、医療機器や医薬品開発のスピードアップを促し、国際競争力を強化するため、医療機器等についても、「条件・期限付き承認制度」を創設するべきである。</p>	日本商工会議所	厚生労働省
6	27年 5月18日	27年 6月1日	希少疾病の臨床試験における薬効性確認の期間を短縮すること	<p>【要望内容】 希少疾病の臨床試験における薬効性確認の期間の短縮</p> <p>【理由】 医薬品の開発に関して、希少疾病の場合は薬効性を確認するほどの症例がなく、臨床試験に非常に時間がかかるため、国際先端テストにかけ、諸外国の例を参考に、安全を確保した上で、開発期間を短縮すること。</p>	日本商工会議所	厚生労働省
7	27年 5月18日	27年 6月1日	医療・介護の現場での人手不足を解消するため、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上を図ること	<p>【要望内容】 看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策の実施</p> <p>【理由】 医療分野や、今後の成長分野である介護分野では離職が多く、深刻な人手不足状態にある。このため、一定の日本語力を確認・担保できる条件のもとで、介護福祉士試験を英語や母国語でも受験可能にするなど、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上に向けた対策を講じるべきである。</p>	日本商工会議所	厚生労働省